

労働保険事務組合	
設立	労働保険事務組合としての業務を行なおうとするときは、 厚生労働大臣の認可 (都道府県労働局長に権限委任)を受けなければならない。
認可の基準	① 団体等が法人であるか否かは問わない が、法人でない団体等にあつては、代表者の定めがあることのほか、団体等の事業内容、構成員の範囲、その他団体等の組織、運営方法等が定款等において 明確に 定められ、団体性が 明確 であること。 ②労働保険事務の 委託を予定している事業主が30以上 あること。 ③団体等として本来の事業目的をもって活動し、その運営実績が 2年以上 あること。 ④団体等は相当の財産を有し、労働保険事務組合の責任を負うことができるものであること。 ⑤労働保険事務を 確実に 行う能力を有する者を配置し、労働保険事務を適切に処理できるような事務処理体制が確立されていること。等
認可の申請	認可を受けようとする事業主の団体又はその連合団体は、 労働保険事務組合認可申請書 をその主たる事務所の所在地を管轄する 都道府県労働局長 に提出しなければならない。
委託事業主の範囲	①使用する労働者数が、 常時300人 (金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主については 50人 、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については 100人)以下の事業主であること。 ②次のa又はbのいずれかに該当する事業主であること。 a.労働保険事務組合の団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主 b. a以外の事業主であつて、労働保険事務の処理を当該事業主の団体又はその連合団体に委託することが必要であると認められるもの ③労働保険事務組合に労働保険事務を委託することができる事業主は、原則として、 労働保険事務組合の主たる事務所が所在する都道府県 に主たる事務所を持つ事業の事業主とするが、当該都道府県に 隣接する都道府県 に主たる事務所が所在する事業の事業主が 全委託事業主の20%以内 である場合には、労働保険事務組合の認可をして差し支えないこと。
委託範囲	労働保険事務組合に委託できる労働保険事務 ① 概算保険料、確定保険料 その他労働保険料及びこれに係る 徴収金 の申告、納付 ② 雇用保険の被保険者に関する届出等 に関する手続 ③保険関係成立届、労災保険又は雇用保険の任意加入申請書、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する手続 ④労災保険の特別加入申請、変更届、脱退申請等に関する手続 ⑤労働保険事務処理の委託、委託解除に関する手続 ⑥その他労働保険の適用徴収に係る申請、届出、報告等に関する手続 ⑦石綿健康被害救済法に係る一般拠出金の申告納付等 労働保険事務組合に委託できない労働保険事務 ① 印紙保険料 に関する手続 ② 労災保険の保険給付 及び 特別支給金 に関する請求書等に係る事務手続及びその代行 ③ 雇用保険の給付 に関する請求書等に係る事務手続及びその代行 ④ 雇用保険二事業 に係る事務手続及びその代行
委託等の届出	労働保険事務組合は、労働保険事務の処理の委託があつたときは、 遅滞なく、労働保険事務等処理委託届 を、その主たる事務所の所在地を管轄する 都道府県労働局長 に提出しなければならない。
変更の届出	労働保険事務組合は、労働保険事務組合認可申請書等に記載された事項に変更を生じた場合には、その 変更があつた日の翌日から起算して14日以内 に、その旨を記載した 届書 をその主たる事務所の所在地を管轄する 都道府県労働局長 に提出しなければならない。
業務の廃止	・労働保険事務組合は、業務を廃止しようとするときは、 60日前 までに、その旨を 厚生労働大臣 に届け出なければならない。 ・業務の廃止の届出は、届書を労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する 都道府県労働局長 に提出することによって行われなければならない。 ※業務廃止にあつては、委託事業主の同意、承認等は不要
認可の取消	・ 厚生労働大臣 (都道府県労働局長に権限委任)は、労働保険事務組合が、労働保険関係法令の規定に 違反 したとき、又はその行うべき労働保険事務の 処理を怠り 、若しくはその処理が 著しく不当 であると認めるときは、その認可を取り消すことができる。 ・労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する 都道府県労働局長 は、労働保険事務組合の認可の取消があつたときは、その旨を、当該労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している 事業主に通知 しなければならない。

労働保険事務組合に対する通知等	政府は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主に対してすべき労働保険関係法令の規定による 労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付 については、これを労働保険事務組合に対してすることができる。この場合において、労働保険事務組合に対してした労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付は、当該 事業主に対してしたものとみなす 。
労働保険事務組合の責任等	①労働保険事務処理の委託に基づき、事業主が労働保険関係法令の規定による労働保険料その他の徴収金の納付のため、金銭を労働保険事務組合に交付したときは、その 金額の限度 で、労働保険事務組合は、政府に対して当該 徴収金の納付の責めに任ずるものとする 。 ②労働保険関係法令の規定により政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について 労働保険事務組合の責めに帰すべき理由 があるときは、その 限度 で、労働保険事務組合は、政府に対して当該 徴収金の納付の責めに任ずるものとする 。 ③政府は、①又は②の規定により労働保険事務組合が納付すべき徴収金については、当該労働保険事務組合に対して 滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる 。 ④偽りその他不正の行為により、労災保険の保険給付又は雇用保険の失業等給付を受けた者がある場合には、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。この場合において、 労働保険事務組合が虚偽の報告又は証明 をしたためその保険給付が行なわれたものであるときは、政府は、その労働保険事務組合に対し、保険給付を受けた者と 連帯 してその徴収金を納付すべきことを命ずることができる。
帳簿の備付け	・労働保険事務組合は、その処理する労働保険事務に関する事項を記載した 帳簿 を事務所に備えておかななければならない。 ・労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体は、労働保険徴収法又はこの省令による書類を、その完結の日から 3年間 (雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿にあっては、 4年間)保存しなければならない。
労働保険事務組合に対する報奨金	政府は、当分の間、事業主からの委託に基づき労働保険事務組合が納付すべき労働保険料が 督促することなく完納 されたとき、その他その納付の状況が 著しく良好 であると認めるときは、当該労働保険事務組合に対して、予算の範囲内で、 報奨金 を交付することができる。
報奨金の交付要件	次の①～③に該当する場合、労働保険事務組合に対して報奨金が交付される。 ① 7月10日 において、前年度の労働保険料等であって、常時15人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託に係るものにつき、その確定保険料の額(労働保険料に係る追徴金又は延滞金を納付すべき場合にあっては、確定保険料の額と当該追徴金又は延滞金の額との合計額)の合計額の100分の95以上の額が納付されていること。 ただし、同日において当該確定保険料の額の合計額の 100分の95以上 の額が納付されていないことが天災その他やむを得ない理由によるものであるときは、同日後の日で厚生労働大臣が定める日までに当該確定保険料の額の合計額の100分の95以上の額が納付されていること。 ②前年度の労働保険料等について、 国税滞納処分の例 による処分を受けたことがないこと。 ③偽りその他不正の行為により、前年度の労働保険料等の徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと。
報奨金の額	・労働保険料に係る報奨金の額は、労働保険事務組合ごとに、 1,000万円 又は常時15人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託を受けて納付した前年度の労働保険料(督促を受けて納付した労働保険料を除く。)の額(その額が確定保険料の額を超えるときは、当該確定保険料の額)に 100分の2 を乗じて得た額に厚生労働省令で定める額を加えた額のいずれか 低い額 以内とする。 ・一般拠出金に係る報奨金の額は、労働保険事務組合ごとに、前年度に常時15人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託を受けて納付したその年度の一般拠出金(督促を受けて納付した一般拠出金を除く。)の額(その額が一般拠出金の確定額を超えるときは、当該一般拠出金の確定額)に 100分の3.5 を乗じて得た額以内とする。
交付申請	労働保険事務組合は、報奨金の交付を受けようとするときは、労働保険事務組合報奨金交付申請書を 10月15日 までにその主たる事務所の所在地を管轄する 都道府県労働局長 に提出しなければならない。